

越谷市火災予防規程の一部を改正する告示

越谷市火災予防規程（平成17年消防本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第35条第1項第2号」を「第35条第1項第3号」に改める。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（指定催しの指定）

第10条 条例第42条の2第1項の規定により消防長が定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 1日当たりの人出予想が100,000人以上かつ露店等の出店予想が100店舗以上の催し
- (2) 前号に掲げるもののほか、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合に消防隊の進入が困難であり、被害が拡大するおそれがあると消防長が認める催し

（指定催しの指定通知及び公示）

第11条 条例第42条の2第3項の規定による通知は、別記様式により行うものとする。

2 条例第42条の2第3項に規定する公示の方法は、越谷市火災予防規則（平成15年規則第57号）第3条の規定を準用する。

3 前項に規定する方法により公示する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定催しの名称及び開催場所
- (2) 指定催しの開催期間
- (3) その他消防長が必要と認める事項

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第11条関係）

指定催しの指定通知書

第 年 月 日
号

様

越谷市消防長

印

越谷市火災予防条例第42条の2の規定に基づき、下記催しを指定催しに指定したので通知します。

記

催しの名称	
催しの開催場所	
催しの開催期間	
指定した理由	

(教示)

この指定に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、提起することができます。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。